

札幌大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部令第9号）及び札幌大学学則（以下「学則」という。）第57条、札幌大学大学院学則（以下「大学院学則」）第33条の定めにより、札幌大学（以下「本学」という。）における学位の授与のために必要な事項について定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

3 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

第3条 修士論文は、研究科の指定する期間内に学長に提出するものとする。ただし、特定課題研究の成果の提出をもって論文の提出に代えることができる。

2 論文は、正本1部、副本2部及び論文要旨3部を提出するものとする。

3 論文審査のため必要があるときは、参考資料の提出を求めることがある。

(審議の依頼)

第4条 前条の論文の提出があったとき、学長は研究科委員会にその可否の審議を依頼する。

(審査委員)

第5条 審査の依頼を受けた研究科委員会は、原則として本学を本務とする教員のうちから3人の審査委員（主査1人、副査2人）を選出し、審査を行わしめる。ただし、副査1人については大学院学則第32条第2項によることができる。

(論文審査)

第6条 論文審査は、提出者との口頭試問によって行う。必要があれば、その他の方法を加えることができる。

(審査報告)

第7条 審査委員は、修士論文の審査結果を速やかに研究科委員会に報告しなければならない。

(審議)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、修士論文の可否について審議し、学長に報告する。

第9条及び第10条 削除

(学位の取消し)

第11条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、学長は協議会又は研究科委員会の議を踏まえ、授与した学位を取消すことがある。

(1) 学位の授与を受けるために不正行為を働いたこと

(2) 学位の名誉を汚したこと

(所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年1月25日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月1日）

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月8日）

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。